

入会及び退会規程

（目 的）

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県LPガス協会（以下「協会」という。）の定款第9条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程の対象となる会員は、定款第8条の（1）正会員（個人・法人又は団体、以下同じ）、（2）賛助会員とする。

（入会手続及び入会基準）

第2条 定款第9条第1項に規定する正会員又は賛助会員の入会申込は入会申込書（様式1）により、同申込書には必要書類を添付しなければならない。

2 前項の入会申込に対しては、以下の「会員の入会基準等」に基づき、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

- （1）本会の定款及び諸規程を遵守し、本会の事業・活動に誠意をもって積極的に協力・参加する意思をもち誓約すること、かつ、反社会的勢力に関わっていないことに誓約すること
- （2）液石法をはじめ法令を遵守しつつ健全な経営又は運営を行っていること
- （3）脱税などの社会的信用を失墜させる行為を行っていないこと、又はそれらの行為を行ってから5年が経過していること
- （4）LPガス等の安定供給及び保安に関する情報などの協会の各種調査に必要な事項を適正に報告すること

（会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い）

第3条 入会者は、会員の種別毎に本協会が管理する会員名簿に掲載する。

2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式2）を会長に提出しなければならない。

3 会員名簿に掲載された個人会員の情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し慎重に取り扱わねばならない。

（退会事由及び手続）

第4条 会員が退会しようとするときは、遅滞なく退会届（様式3）を会長に提出しなければならない。

2 定款第12条の定めによる退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿から抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の会費及びその他の拠出金品（防災基金を除く）は返還しない。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条第1項に定める入会申込書の提出を求める。

2 前項の再入会申込に対しては、第2条第2項の基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。但し、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後2年間は、再入会を認めない。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本法人が公益認定を受けて移行の登記をした日から施行する。

別紙（第2条第1項、第3条第2項、第4条第1項関係）

会員の入会手続き及び入会申込書

1 入会等手続

- ア 入会希望者は、別紙様式の入会申込書に必要事項を添付して会長に提出するものとする。
- イ 理事会は、入会申込書及び添付書類等を精査し、入会基準に基づき審議する。
- ウ 理事会は、入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
- エ 第3条に定める変更届及び第4条に定める退会届についても、会長に提出するものとする。

2 本規程第2条第1項及び同第4条第1項に規定する様式1、様式2及び様式3は下記とする。

- 様式1 入会申込書・・・・・・・・・・ 別紙のとおり
- 様式2 変更届・・・・・・・・・・ 別紙のとおり
- 様式3 退会届・・・・・・・・・・ 別紙のとおり